

栗原市教育等の振興に関する施策の大綱

～学府くりはらの創造～



平成27年 9月
栗原市

「教育等の振興に関する施策の大綱」の策定について

平成26年6月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化など、教育委員会に関する制度の抜本的な改革が行われることとなり、平成27年4月1日より施行されました。

法律の改正に伴い、地方公共団体の長は、総合教育会議において教育委員会と協議・調整の上、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育等の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされたところであります。

本市におきましては、これまでも教育委員会とともに、「栗原市総合計画」や「新たな七つの成長戦略」において「豊かな感性と生きる力を育むまち」「学府くりはら」を掲げ、それに基づく様々な施策の展開を通じて、学校・家庭・地域の強い絆のもとに、心身ともに健康でたくましい子どもたちを育てること、また、全ての市民が生涯にわたり多様に学び、交流する中で、潤いに満ちた地域社会を築くことを目指してまいりました。

こうした状況を踏まえ、これまで以上に教育委員会と力を合わせて教育行政の推進に取り組み、「**学府くりはら**」の具現化に向けた基本方針や目標、施策の方向性を一体的に整理した「教育等の振興に関する施策の大綱」を、栗原市総合教育会議において協議・調整の上、策定いたしました。

平成27年 9月

栗原市長 佐藤 勇

1 本市教育の基本理念

「まちづくりはひとづくり」からという基本的な考え方に立ち、子どもを産み育てやすい環境づくりを行うために、学校・家庭・地域が一体となって、次代を担う子どもたちの創造性、自主性、社会性を育み、豊かな感性と生きる力を育てる教育の充実を進めます。

また、すべての市民が心身共に健康で、生涯にわたって学び続けられる環境の形成と、くりはらの誇れる歴史・文化の継承を図ります。

2 策定の趣旨と内容

この「大綱」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき策定するものです。

「大綱」では、本市の教育、学術及び文化等の振興に関する施策の基本的な方針を定めます。未来を担う“栗原っ子”を育むための、学校、家庭、地域の全ての市民へのメッセージでもあります。

3 大綱の計画期間

平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

なお、この大綱を基に、教育委員会において教育要覧「栗原市の教育」を作成・事業展開を図り、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を活用し、施策の評価及び進捗管理を行うものとします。

4 策定に当たっての考え方

栗原市総合計画基本構想のうち、教育、学術及び文化等に関する展開方向「将来像Ⅱ．豊かな感性と生きる力を育むまち」を基礎に、その後の社会情勢の変化に対応する新たな視点も追加して策定します。

5 基本方針

「豊かな感性と生きる力を育むまち」の創造をめざし、次代を担う子どもたちの創造性、自主性、社会性を育み、すべての市民が心身ともに健康で、生涯にわたって学び続ける「学府くりはら」形成のため、次の四つの基本方針を掲げます。

◆基本方針Ⅰ 一人一人を生かし、生きる力を育む学校づくり

学校教育においては、次代を担う人材の育成と豊かな人間形成をめざし、地域の特性や学校の創意工夫を生かして、心身ともに健康で、「知性と創造性に富み、心豊かでたくましい人間の育成」に努めます。そのため、全教職員の英知と創造力を結集し、学校や地域の特色を生かした創意ある教育課程の編成と実施に努めるとともに、教職員の資質・能力と指導力の向上を図り、幼児児童生徒一人一人の「生きる力」の要素である「確かな学力」「豊かな心」「健やかな身体」を育む教育及び個性を生かす教育を推進します。併せて、施設整備の充実に努めるとともに、学校の適正規模、適正配置を図りながら、きめ細かな指導のもと、生き生きと学習に取り組むことのできる教育環境の整備を推進します。さらに、安全・安心な学校をめざし、幼児児童生徒の安全確保と学校の安全管理に万全を期し、問題の未然防止と早期発見・早期対応に努めます。

◆基本方針Ⅱ 共に助け合い潤いに満ちた地域社会の創造

市民が「ともに助け合い」「潤いに満ちた」地域社会の形成を目指し、幼児期から成年期までライフステージに応じた生涯学習に取り組むための環境整備に努めます。さらに、学校や家庭・地域住民が一体となった支援体制を築き、個性豊かな地域づくりを推進します。

◆基本方針Ⅲ 地域の特性を生かしたかおり高い文化芸術活動の推進

市民が、ふるさとに誇りを持って文化芸術活動ができる環境を醸成し、優れた芸術を鑑賞する機会を提供するとともに、自主的・創造的な活動を支援します。また、貴重な歴史遺産・文化財を責任を持って次世代に継承するとともに、保存・活用を推進し、地域の活性化を図ります。

◆基本方針Ⅳ 楽しさと活力ある生涯スポーツの推進

市民が、主体的にスポーツライフを形成し、スポーツを通じて健康でいきいきと暮らすことができる地域づくりを推進します。また、生涯スポーツの推進・普及のため、底辺の拡大と環境の整備に努めるとともに、地域指導者の育成や社会教育関係団体への支援を強化します。

6 基本目標と施策の方向性

基本目標

1

創意と活力に満ちた特色ある学校の創造

⇒創意と活力に満ちた特色ある学校経営への支援を行います。

【施策の方向性】

- ・少人数学級や少人数指導事業の実施、補助員の配置等による、きめ細かな学習指導の推進
- ・市立学校再編計画に基づく学校再編の推進と教育環境整備の推進
- ・幼稚園の3年保育の実現と幼児の心身の健全な発達を図るための事業の推進
- ・通学における利便と安全確保を図るため、遠距離通学の幼児児童生徒への通学支援
- ・学校評価システムの活用による学校運営の充実
- ・学校や地域の特色を生かした創意に満ちた教育活動の推進

基本目標

2

子どもたちの確かな学力の育成

⇒学力向上を図るための学習指導法等の工夫・改善及び学習規律・学習習慣の形成を図ります。

【施策の方向性】

- ・教育研究センターを活用した幼児教育・学校教育に関する研究や教職員の交流・研修、教育相談等の推進
- ・ICTを活用した授業により学力向上を図るためのタブレットパソコンの配備
- ・学府くりはら塾の実施や家庭学習推進事業の実施による学習習慣の確立
- ・基礎的・基本的な知識・技能の習得と活用する力を定着させるための学習会の実施
- ・国際理解の推進と英語教育を充実するためのALTの配置と英語活用事業の実施

基本目標

3

安全・安心な学校教育の推進

⇒自らの命を守るための防災教育を推進し、安全・安心な学校をめざし、児童生徒の安全確保と学校の安全管理に万全を期します。

【施策の方向性】

- ・危険を予知し回避する能力を高めるための防災教育の推進
- ・防災の基礎となる基礎的な知識に関する指導の充実

- ・児童生徒の安全確保を図る校内危機管理体制機能の充実・強化と関係機関との連携強化
- ・貴重な地域資源であるジオパーク関連の資源を活用した防災教育の推進

基本目標

4

子どもたちの豊かな心の醸成

⇒いじめを許さない学校づくりと、一人一人を生かし、豊かな心を育むための道徳教育及び生徒指導、特別支援教育を推進します。

【施策の方向性】

- ・いじめ問題・不登校問題への共通理解と連携による取り組みの充実
- ・自分の夢や目標の実現のためによりよい生き方を主体的に探究する志教育の充実と推進
- ・幼稚園・保育所から小学校への円滑な接続を図るためのカリキュラムの作成及び連携事業の実施
- ・児童生徒の理解を深め、自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進と関係機関との連携
- ・地域の人材を活用した協働教育の推進
- ・児童生徒の教育的ニーズを把握し、生活や学習の困難を改善するための適切な支援体制の構築

基本目標

5

子どもたちの心身の健康と体力の向上

⇒健やかな身体を培う体育・健康教育の充実を図ります。

【施策の方向性】

- ・体力の向上と生涯スポーツの基礎を培う体育指導の推進
- ・望ましい食習慣の確立とバランスの取れた食生活や食育の推進
- ・学校保健活動の活性化と学校医等との連携による健康指導の推進
- ・幼児児童生徒及び教職員の健康の促進のための健診事業

基本目標

6

「いつでも・どこでも・だれでも」学べる生涯学習の推進と、学びを生かした地域づくりの振興

⇒生涯にわたる学習機会を提供し、生涯学習活動の支援及び社会教育事業や施設の充実を図ります。また、国際理解のための学習や事業を推進します。

【施策の方向性】

- ・家庭教育支援の充実
- ・ライフステージに応じた学習活動支援
- ・地域の人材活用を図るための指導者の発掘と育成

- ・市民の学習ニーズの把握と学習情報の提供
- ・社会教育施設の充実と学習環境の整備
- ・コミュニティ事業と連携した生涯学習の推進
- ・海外派遣事業や学校・地域・国際交流関係団体等との連携による国際交流活動の推進

基本目標

7

地域に根ざした文化芸術の推進

⇒文化芸術活動の支援及び地域に根ざした文化芸術を推進します。

【施策の方向性】

- ・文化芸術を生かした活動の推進と自主活動への支援
- ・文化芸術事業の開催及び鑑賞する機会の提供と体験機会の拡充
- ・文化施設の設備充実と環境整備

基本目標

8

文化財の保存と活用の推進

⇒文化財の保存と継承活用を推進します。

【施策の方向性】

- ・地域の文化財の調査、保存活用と公開
- ・史跡等の環境整備の推進
- ・文化財への理解と保護に対する関心を高めるための広報活動の充実
- ・伝統文化の継承と後継者育成の支援

基本目標

9

心身の健康保持増進とスポーツの推進

⇒スポーツ活動の支援及び社会体育事業や施設の充実を図ります。

【施策の方向性】

- ・スポーツを行う場の提供と、市民の健康づくりや体力づくりへの支援
- ・スポーツ指導者の育成とスポーツ人口の拡大
- ・社会体育施設の設備充実と環境整備
- ・学校との連携強化